

国際ビジネス（plus）プログラムに関する内規

平成26年3月6日 教授会決定

平成30年3月14日 一部改正

令和3年2月9日 一部改正

令和3年3月18日 一部改正

第1条 この内規は、長崎大学経済学部規程（平成16年経済学部規程第1号。以下「規程」という。）第21条に定める「国際ビジネス（plus）プログラム」（以下「国際ビジネスプログラム」を「プログラム」、「国際ビジネス plus プログラム」を「plus プログラム」、両プログラムを総称して「（plus）プログラム」という。）に関して必要な事項を定めるものとする。

第2条 （plus）プログラムは昼間コースに開設され、昼間コースの学生のみ参加することができる。

第3条 （plus）プログラムへの参加を希望する学生は、前期に開催される「国際ビジネス（plus）プログラム説明会」に出席し説明を受けた上で、所定の期間に所定の様式で参加希望申請を行う。

2 参加希望申請者に対して選考を行い、参加を認められた者を「国際ビジネス（plus）プログラム参加者」（以下「（plus）プログラム参加者」という。）という。

3 前項の選考においては、（plus）プログラム参加を通じて今後取り組みたいこと、将来の目標、その他を総合的に勘案する。

第4条 （plus）プログラムは1年次後期より開始し、第6条又は第7条第1項に定める修了認定要件を満たしたとき、修了となる。ただし、第3条の手続きを満たす限り、2年次以降からの参加を妨げるものではない。

第5条 （plus）プログラム修了者には、卒業時に修了証書を授与する。第6条に定める修了認定要件を満たした者には「国際ビジネスプログラム修了証書」を、第7条第1項に定める修了認定要件を満たした者には「国際ビジネス plus プログラム修了証書」を授与する。

第6条 （plus）プログラム参加者で、規程別表第6（注2）に掲げるすべての要件を満たした学生に対して、プログラム修了を認定する。

第7条 （plus）プログラム参加者で、次の各号に掲げるすべての要件を満たした学生に対して、plus プログラム修了を認定する。

(1) 第8条の手続きに従い、plus プログラム参加者となっていること。

(2) 「早期卒業に関する内規」に基づき、早期卒業対象者となること。

(3) 卒業認定時に、規程別表第6（注2）の第2号から第4号をすべて満たしていること。

(4) 卒業認定時まで、本学大学院経済学研究科博士前期課程若しくは本学を含めた国内外の大学のいずれかの博士前期（修士）課程、又はこれらと同等程度以上の水準を有する国内外の高等教育機関への進学が内定又は決定していること。

2 前項の要件のうち満たさないものがある場合は、（plus）プログラムに関しては第6条のプログラム修了要件を適用する。

第8条 (plus) プログラム参加者で、plus プログラムを希望する者は、以下の手続きに従うこと。

- (1) 3年次進級前の所定の時期に所定の様式で plus プログラム参加希望申請を行うこと。
- (2) plus プログラム参加希望申請者に対して行われる選考で plus プログラム参加を認められること。
- (3) 「早期卒業に関する内規」に従い、早期卒業仮予定者となること。

2 前項第1号及び第2号により参加を認められた者を「国際ビジネス plus プログラム参加者」(以下「plus プログラム参加者」という。)という。ただし、前項第3号を満たさない場合、plus プログラム参加者認定を取り消し、以降、plus プログラム参加者とは呼ばないものとする。

3 第1項第2号の選考においては、本人の希望、語学力、申請時の成績、所属コース、将来の目標、その他を総合的に勘案する。

第9条 規程別表第6に掲載された「国際ビジネス (plus) プログラム科目」(以下「(plus) プログラム科目」という。)は、(plus) プログラムに参加しない昼間コースの学生の履修も認める。ただし、履修制限を行うときには、(plus) プログラム参加者を優先する方式で履修者を決定するものとする。

2 履修制限の他、履修に関する条件は (plus) プログラム科目のシラバス等で告知する。

第10条 海外留学を行うには、所定の期間に所定の様式で申請を行う。

2 申請にあたり、本人の希望、海外留学先大学等の課す要件、語学力、その他を総合的に勘案し、海外留学先の候補を決定する。

3 海外留学先で取得した単位の取り扱いは別に定めるところによるため、海外留学前及び留学中に、海外留学先での履修科目に関する本学部の指導を受けること。

第11条 (plus) プログラム科目の「海外インターンシップ / 企業研修」に関する詳細は、掲示等及び説明会で説明する。

2 海外インターンシップを行うには、所定の期間に所定の様式で申請を行う。

3 海外インターンシップ先の決定においては、本人の希望、受け入れ先の課す要件、語学力、所属コース、その他を総合的に勘案する。

4 海外インターンシップ前・後、及び海外インターンシップ中に本学部の指導を受けること。

第12条 (plus) プログラムにおいては、(plus) プログラム参加者の専門ゼミの指導教員と卒研ゼミの指導教員が異なる場合も認めるものとする。

2 plus プログラム参加者は、3年次に専門ゼミ及び卒研ゼミを同時に履修する。

3 (plus) プログラム参加者の専門ゼミ及び卒研ゼミに関しては、本人の希望、海外留学開始時期・海外留学終了時期等に応じた指導体制を取るため、本学部の指示に従うこと。

第13条 削除

第14条 この内規に定めるもののほか、(plus) プログラムに関し必要な事項は、別に定める。